

三 監 第 78 号
令和3年7月9日

請求人 様

三条市監査委員 長 橋 昇

三条市監査委員 梶 澤 綾 子

三条市監査委員 武 石 栄 二

住民監査請求について（通知）

令和3年6月22日に提出された住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、次の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、同条に定める監査は実施しないこととしたので通知します。

記

法第242条第1項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定している。また、同条第2項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」として、住民監査請求の期間制限について規定している。

本件請求において、請求人は、令和元年度における中国本土向けヘルスツーリズム等業務に係る契約の締結と履行、変更契約の締結及び委託料の支払、平成30年度及び令和元年度におけるオリンピック・パラリンピック活用地域活性化首長連合事業に係る負担金の支払は、地方公務員法に違反しているため、三条市の被った損害を補償する必要な措置を講ずるよう主張している。

しかし、請求人が主張する中国本土向けヘルスツーリズム等業務の委託契約の締結日は令和元年7月31日、同契約の変更契約の締結日は令和2年2月28日、同契約の業務の終了日は同年3月31日、同契約の委託料5,000万円の支払は同年4月22日、平成30年度オリンピック・パラリンピック活用地域活性化首長連合事業実施負担金3,200万円の支払は平成30年10月17日、令和元年度オリンピック・パラリンピック活用地域活性化首長連合事業実施負担金2,737万6,000円の支払は令和元年7月24日になされたものであることから、本件請求日（令和3年6月22日）が、契約の締結と履行、変更契約の締結、委託料の支払及び負担金の支払のあった日又は終わった日から1年の請求期限を経過していることは明白である。

この請求期限が経過していることについて、請求人は、「ウイルスが終息することによる海外からの往來の自由化が実現できるのではとの期待があった。」「オリパラ開催により好転もあり得るとの期待もあった。」ことを期間経過の正当な理由として挙げている。

法第242条第2項本文が、監査請求の期間を当該行為のあった日等から1年間と定めた趣旨は、普通地方公共団体の執行機関・職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法・不当なものであったとしても、いつまでも住民が争いうる状態にしておくことが、法的安定性を損ない好ましくないので、速やかにこれを確定させようとすることにあり（昭和63年4月22日最高裁判決同旨）、その目的のため、同項本文は監査請求期間の始期を画一的に定めているが、他方で、その趣旨を貫くのが住民監査請求や住民訴訟制度の趣旨とする法適合性確保の要請からして相当でないこともあり、同項ただし書で正当な理由があるときは例外的に監査請求ができるとしている。したがって、その正当な理由の解釈に当たっては、例外的な場合であると規定されていることに留意して解釈すべきであり、その一方で、財務会計上の行為の法的安定性の要請とその法適合性の確保の要請との調和を図る趣旨に沿って検討されることも必要とする。（平成19年2月14日東京高裁判決同旨）

法第242条第2項ただし書の適用は、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合に問題となり、この場合における同項ただし書にいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。（平成14年9月12日最高裁判決同旨）

本件は、請求人において状況の好転を期待していたことが、期間経過についての正当な理由であると主張するが、これは請求人の主観に基づくものであり、相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかつた事情は認められない。よって、法第242条第2項本文の趣旨及び同項ただし書に係る判例を鑑みれば、本件において同項ただし書に規定する正当な理由があるということとはできない。

したがって、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求として不適法である。